

議事日程（第 11 号）

平成 25 年 3 月 29 日（金）午前 11 時開議

1. 出席議員は、次のとおりである。

1 番 村上源吉君	2 番 高橋道弘君	3 番 高橋真一郎君
4 番 鳴原利光君	5 番 高橋道也君	6 番 菅野清一君
7 番 菅野意美子君	8 番 新関善三君	9 番 菅野正彦君
10 番 黒沢敏雄君	11 番 五十嵐謙吉君	12 番 高野善兵衛君
13 番 石河清君	14 番 遠藤宗弘君	15 番 斎藤博美君
16 番 佐藤喜三郎君		

2. 欠席議員は、次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第 121 条の規定により、説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長	古川道郎君	副 町 長	永田嗣昭君
総務課長	高橋清美君	企画財政課長	菅野浩市郎君
町民税務課長	高橋良之君	保健福祉課長	佐藤真寿夫君
建設水道課長	佐藤賢助君	原子力災害対策課長	沢口進君
産業課長	沢井一雄君	教育委員長	佐藤捷善君
教 育 長	神田紀君	教育次長	仲江泰宏君
生涯学習課長	松本康弘君	総務課長補佐	大内彰君
監査委員	斎藤庸夫君		

4. 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	佐藤光正	書 記	橋本文雄
		書 記	菅野春華

5. 会議事件は、次のとおりである。

会議録署名議員の指名

請願・陳情の審査結果報告

付託議案等の審査結果報告

議案第 7 号 川俣町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する
基準を定める条例（質疑・討論・採決）

議案第 8 号 川俣町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並
びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な
支援の方法に関する基準を定める条例（質疑・討論・採決）

- 議案第 9 号 川俣町町道の構造の技術的基準を定める条例（質疑・討論・採決）
- 議案第 10 号 川俣町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例（質疑・討論・採決）
- 議案第 11 号 川俣町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例（質疑・討論・採決）
- 議案第 12 号 川俣町都市公園の配置及び規模に関する基準等を定める条例（質疑・討論・採決）
- 議案第 13 号 川俣町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（質疑・討論・採決）
- 議案第 14 号 川俣町町営住宅等の整備基準を定める条例（質疑・討論・採決）
- 議案第 15 号 川俣町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（質疑・討論・採決）
- 議案第 16 号 職員の再任用に関する条例（質疑・討論・採決）
- 議案第 17 号 一般職の任期付職員の採用に関する条例（質疑・討論・採決）
- 議案第 18 号 川俣町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（質疑・討論・採決）
- 議案第 19 号 川俣町町営住宅管理条例の一部を改正する条例（質疑・討論・採決）
- 議案第 20 号 川俣町都市下水路条例の一部を改正する条例（質疑・討論・採決）
- 議案第 21 号 川俣町町営住宅条例の一部を改正する条例（質疑・討論・採決）
- 議案第 22 号 町道路線の認定及び変更について（質疑・討論・採決）
- 議案第 23 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（質疑・討論・採決）
- 議案第 24 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（質疑・討論・採決）
- 議案第 25 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（質疑・討論・採決）
- 議案第 31 号 平成 25 年度川俣町国民健康保険特別会計予算（討論・採決）
- 議案第 32 号 平成 25 年度川俣町介護保険特別会計予算（討論・採決）
- 議案第 33 号 平成 25 年度川俣町後期高齢者医療特別会計予算（討論・採決）
- 議案第 34 号 平成 25 年度川俣町水道事業会計予算（討論・採決）
- 議案第 35 号 平成 25 年度川俣町簡易水道事業特別会計予算（討論・採決）
- 議案第 36 号 平成 25 年度川俣町奨学資金特別会計予算（討論・採決）
- 議案第 37 号 平成 25 年度川俣町工業団地造成事業特別会計予算（討論・採決）
- 議案第 38 号 平成 25 年度川俣町小島財産区特別会計予算（討論・採決）
- 議案第 39 号 平成 25 年度川俣町飯坂財産区特別会計予算（討論・採決）
- 議案第 40 号 平成 25 年度川俣町大綱木財産区特別会計予算（討論・採決）
- 議案第 41 号 平成 25 年度川俣町小綱木財産区特別会計予算（討論・採決）
- 議案第 42 号 平成 25 年度川俣町山木屋財産区特別会計予算（討論・採決）

追加日程

- 議案第 45 号 平成 25 年度川俣町一般会計予算（説明・質疑・付託）

議案の訂正請求について

- 議案第 4 6 号 職員の特殊勤務手当に関する条例（審議採決）
議案第 4 5 号 平成 2 5 年度川俣町一般会計予算（討論・採決）
発議第 1 号 川俣町議会委員会条例の一部を改正する条例
発議第 2 号 川俣町議会会議規則の一部を改正する規則
発議第 3 号 地方財源の確保及び地方財政の充実・強化を求める意見書
発議第 4 号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書
発議第 5 号 T P P 交渉参加表明に反対する意見書

◎開議の宣告

○議長（佐藤喜三郎君） ただいまの出席議員は16人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午後1時12分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 本日の議事日程については、お手もとに配付のとおりです。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第1，会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第118条の規定により、議長において3番議員 高橋真一郎君、4番議員 鳴原利光君を指名いたします。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） ここで議会運営委員長から、先ほど開催した委員会の協議結果について報告願います。石河議会運営委員長。

○議会運営委員長（石河 清君） 議会運営委員長の石河でございます。

本日、午前中に当局より平成25年度川俣町一般会計予算及び職員の特殊勤務手当に関する条例、以上2件の議案提出と職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、訂正したい旨の申し出がございました。

議会運営委員会を開催し協議した結果、議会運営委員会としては、当局の申し出を許可し、3件について追加議案として取り上げることに決定をいたしましたので、議員各位のご協力をお願いいたしまして報告といたします。

なお、議会運営委員会条例と議会会議規則の一部改正、請願、陳情採択に伴う意見書提出3件についても追加議案として扱うことに決定いたしましたので、議員各位のご協力をお願い申し上げまして報告といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） それでは、議事日程の追加についてお諮りいたします。

本案を本日の日程に追加し、追加日程第1として説明、質疑、付託までをここで審議し、討論、採決については、議案第25号を採決した後に議題といたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案を本日の日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） ここで議事日程を配付いたします。（議事日程を配付）

それでは、議事日程の配付漏れはないでしょうか。（なし）

それでは、議事日程第2，「請願、陳情の審査結果報告」を日程第3とし、以降、順次日程を1つずつ繰り下げるようお願いいたします。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 追加日程第1，議案第45号「平成25年度川俣町一般会計

予算」を議題といたします。

当局の説明を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 議案の再提案について、要旨を説明申し上げます。

昨日、議案第30号、川俣町一般会計予算の撤回を認めていただきましたので、改めまして議案第45号、平成25年度川俣町一般会計予算について提案をさせていただきます。

本予算の再提案に当たりましては、これまでの予算審査特別委員会における審査内容を踏まえまして、復旧、復興の具現化に向けた見直しを基本として必要額を確保いたしたところでございます。見直し後の予算総額を歳入歳出それぞれ214億7,900万円とするものでございますが、撤回前と比較いたしまして、6,300万円の増額予算となったところでございます。また、不十分な点につきましては、今後において検討してまいりたいと考えております。議員各位にはいろいろとご迷惑をおかけいたしました但、詳細につきましては、担当課長に説明をいたさせますので、ご審議のうえ、可決賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） 議案第45号 平成25年度川俣町一般会計予算について説明した。

○議長（佐藤喜三郎君） それでは説明が終わりました。これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

追加日程第1、議案第45号「平成25年度川俣町一般会計予算」について、予算審査特別委員会に付託したいと思います但、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案を予算審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） ここで暫時休議いたします。 （午後1時45分）

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） 再開いたします。 （午後2時25分）

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第3、請願・陳情の審査結果について、委員長の報告を求めます。

最初に、総務文教常任委員長報告願います。総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（菅野正彦君） 9番 菅野正彦です。当委員会に付託された件について、審査結果を報告いたします。

平成25年3月29日

川俣町議会議長 佐藤喜三郎様

総務文教常任委員会委員長 菅野正彦

請願の審査結果

本委員会に付託された請願は、３月１４日、審査の結果、次のとおり決定したので、川俣町議会会議規則第９４条第１項の規定により報告する。

記

番号	件 名	審査結果	意 見
２	大作地区集会所の設置に関する請願書	採 択	
５	地方財源の確保を求める意見書提出の請願について	採 択	意見書提出

平成２５年３月２９日

川俣町議会議長 佐藤喜三郎様

総務文教常任委員会委員長 菅野正彦

陳情の審査結果

本委員会に付託された陳情は、３月１４日、審査の結果、次のとおり決定したので、川俣町議会会議規則第９４条第１項の規定により報告する。

記

番号	件 名	審査結果	意 見
２	地方財政の充実・強化を求める要請書	採 択	意見書提出
３	原発事故に係わる陳情書	採 択	

以上です。

○議長（佐藤喜三郎君） 請願第２号「大作地区集会所の設置に関する請願書」を採決いたします。

本案について、総務文教常任委員長の報告は採択です。

本案について、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、請願第２号は、委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 請願第５号「地方財政の確保を求める意見書提出の請願について」を採決いたします。

本案について、総務文教常任委員長の報告は採択です。

本案について、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、請願第５号は、委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 陳情第２号「地方財政の充実・強化を求める要請書」を採決いたします。

本案について、総務文教常任委員長の報告は採択です。

本案について、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第２号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 陳情第３号「原発事故に係わる陳情書」を採決いたします。

本案について、総務文教常任委員長の報告は採択です。

本案について、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第３号は、委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 次に、産業建設常任委員長報告願います。

産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（黒沢敏雄君） 建設常任委員会の黒沢です。請願の審査結果を
発表いたします。

平成２５年３月２９日

川俣町議会議長 佐藤喜三郎様

産業建設常任委員会委員長 黒沢敏雄

請願の審査結果

本委員会に付託された請願は、３月１４日、審査の結果、次のとおり決定したので、川俣町議会会議規則第９４条第１項の規定により報告する。

記

番号	件 名	審査結果	意 見
1	町道認定と舗装改良に関する請願書	採 択	
3	仲田から堀切間（小手・秋山線）、仲田から越田間（小神・秋山線）の上水道配水管布設請願書	採 択	
4	町道拡張および側溝整備に関する請願書	採 択	
6	福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願について	採 択	意見書提出

以上であります。

次に、陳情の審査結果を発表いたします。

記

番号	件 名	審査結果	意 見
1	「＜協同労働の協同組合法＞の速やかな制定を求める意見書」採択を求める陳情	継続審査	

以上であります。

○議長（佐藤喜三郎君） 請願第1号「町道認定と舗装改良に関する請願書」を採決いたします。

本案について、産業建設常任委員長の報告は採択です。

本案について、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、請願第1号は、委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 請願第3号「仲田から堀切間（小手・秋山線）、仲田から越田間（小神・秋山線）の上水道配水管布設請願書」を採決いたします。

本案について、産業建設常任委員長の報告は採択です。

本案について、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、請願第3号は、委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 請願第4号「町道拡張および側溝整備に関する請願書」を採決いたします。

本案について、産業建設常任委員長の報告は採択です。

本案について、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、請願第4号は、委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 請願第6号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願について」を採決いたします。

本案について、産業建設常任委員長の報告は採択です。

本案について、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、請願第6号は、委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 陳情第1号「「＜協同労働の協同組合法＞の速やかな制定を求める意見書」採択を求める陳情」を採決いたします。

本案について、産業建設常任委員長の報告は継続審査です。

本案について、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第1号は、委員長報告のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第4，付議議案の審査結果について報告願います。

平成25年度各会計当初予算の審査結果について、予算審査特別委員会委員長の報告を求めます。齋藤博美予算審査特別委員会委員長。

○予算審査特別委員会委員長（齋藤博美君） 平成25年度川俣町各会計予算審査特別委員会審査報告。

平成25年度川俣町各会計予算13件につき、3月15日から22日までの予定で各課単位に審査を始めましたが、答弁や資料提出に手間取り、3月28日まで期間延長をした。様々な課題や検討事項が委員から指摘されたが、各課ごとの主な審査概要は次のとおりである。

総務課

震災関連事業増大している中、職員採用と職員研修、そして、指揮命令について、現在の川俣町の状況を十分に認識し、問題意識を徹底させたいと、事業執行に取り組むように求めた。また、議会で答弁した項目の進捗が鈍く、中間報告も見られない。時間経過とともに効果が薄くなったり、掌握の困難なものも出てくるので、早急な取組みを求めた。新庁舎建設については、基本計画や全体計画が示されないまま予算化している状況であり、職員、町民、議会の意見を反映させた建設にあたるよう求めた。また、庁舎建設設計費用の復興予算の活用、計画的避難区域内業務に対する特殊勤務手当の条例化と予算措置、計画的避難区域内工事等に対する危険手当の予算措置、山木屋地区防犯パトロール業務に特殊勤務費相当の予算措置、取り壊した庁舎に係る火災保険料の減額措置を求めたほか、24年度は未開催であった防災会議を踏まえたうえで、東日本大震災と原発災害状況のとりまとめを求めた。

企画財政課

予算編成にあたり、事業の必要性、計画性などを立案のうえ、十分に把握し、有効な財源を充当させて編成すべきである。更に、新年度予算案に当たり、十分な資料を準備せず、明確な説明ができず、審査が中断したことは遺憾である。地域の希望復活応援事業、コミュニティ復活交付金、子ども元気復活交付金の復興関連交付金事業が見込まれる中、事業計画は復興計画に基づき、事前に作成し、国、県に申請していくことが、復興事業推進において大きな課題である。しかし、現在の川俣町において、復興事業は最優先課題であるにもかかわらず、24年度は復興会議が

一度も開催されなかったことは甚だ遺憾であり、新年度においては定期的な開催を強く要求した。また、行政改革推進委員会も24年度未開催であり、業務が山積している執行当局では、行財政改革推進委員会による改革が重要である。太陽光発電の設置に当たって、複数の補助金等の制度を利用し、実効性のある容量を備えた設置を検討するように求めた。なお、太陽光発電導入に当たっての全体計画に基づき、避難所として機能を備えた予算措置、庁舎建設設計費用、旧川俣精錬跡解体工事に對する復興予算の活用、計画的避難区域内業務に対する特殊勤務手当の条例化と予算措置、計画的避難区域内工事等に対する危険手当の予算措置、山木屋地区防犯パトロール業務に特殊勤務費相当の予算措置、災害弔慰金支給に当たって、災害関連死認定審査委員会開催とその予算措置、取り壊し庁舎にかかる火災保険の保険料の減額措置、東日本大震災と原発災害状況のとりまとめについて、再検討を求めた。

原子力災害対策課

住民支援の一環とし、災害に伴う各種相談のために、弁護士をはじめとする専門家による相談事業が不可欠となっており、除染事業に対するアドバイザーだけではなく、住民支援のために専門知識を有する相談員の配置を強く望むものである。除染事業によって生じた汚染物質の仮置場については、安全性の徹底を図るとともに、中間処理場への移動については、環境省との協議を十分に詰めることと、線量計配付計画の再検討を求めた。

会計室

今後とも少額の事務用品であっても、町内で購入するように求めた。

議会事務局

特になし。

町民税務課

産業廃棄物最終処理場周辺水質等検査は、県が代執行中の施設において、町は飲料水の安全確保のための検査であるので、費用負担は県に求めるよう要望した。また、火葬場建設基本構想策定にあたり、運営費用の調査を十分に行うように求めた。

建設水道課

住宅使用料、駐車場使用料等の滞納額減少に向けた取組みを求めたほか、屋外広告物などの手数料についても、避難区域の山木屋地区に対する免除を含めた適正な徴収をすることを望まれる。放射性物質が飲料水に対する影響の不安払拭のために、復興計画に位置づけたうえで、第4次拡張計画に基づき、上水道の延長や井戸のボーリング工事に対する援助などを強く求めた。また、社会資本整備事業で町営住宅への浴槽設置事業の早期実施を求めた。

産業課

町内の各種団体に補助金を支出しているが、補助金の支出根拠を明確にしたうえで、調査や監査の実施について求めた。また、ブランドイメージ回復事業に当たっては、補助要項作成のうえ、指令前着工を含めた活用しやすい補助事業の整備や適正な活用のための調査や監査の実施について求めた。人口が減少している現在、定

住化を推進する事業や産業振興の事業においては、現代社会の状況を反映した見直しを求めた。

保健福祉課

災害関連死認定審査に関し、事務処理上の基本である公文書の収受が規則どおりに進められなかったり、災害関連死認定審査委員会設置要綱を制定しても、25年度予算に計上されていないなど、不適切なところがあった。このことは2年間にわたり、被災者に対して大きな不利益を与えるものであり、強く改善を求めた。審査委員会開催経費を計上しているが、現年度において一度も開催されないものもあり、予算計上に沿った事務執行を求めるものである。様々な介護サービスを必要とする町民に対し、状況を把握して、町の方針をしっかりと立案することを求めた。また、線量計配付計画の再検討を求めた。

子ども教育課

出産祝い金や保育料の減免などを通じた定住化促進を図るよう、協議をすることを求めた。奨学資金特別会計に当たっては、被災者対応のため、復興基金などを活用した基金の増額の検討を求めた。

生涯学習課

山木屋スケートリンクやおじまふるさと交流館の損失に対し、東京電力への請求を求めた。各種スポーツ団体の報償や委託料は従来のまま計上することなく、公平性と現在の状況を踏まえて計上することを求めた。

まとめ

以上の審査結果を踏まえ、全体的に予算計上にあたって、その根拠を明確化されていないことが多く、答弁に困窮したり、答弁できない件が数多く見られた。予算編成に当たっては、財政法上の規定に基づき、あらゆる情報を把握したうえで、社会動向を踏まえた予算編成をするべきであるが、十分な把握がなされていないため、質疑に対する答弁が明確にできなかった。更に、町民主体の予算化がされない件が見られたほか、議会から再三にわたって要望していた事案の検討と予算化がされなかったりし、議会の場で答弁した議案が実施されていないなど、不適切な件が随所で見られたことは誠に遺憾であり、当局において、速やかな見直しを図られるよう強く望むものである。また、特別委員会審査の結果、別紙のとおり、議長へ町政執行上、再検討を要する事項については、町当局の回答を求めるように報告した。

なお、本特別委員会で審査いたしました13件の当初予算については、すべて可決すべきものと特別委員会で決しましたことをご報告申し上げます。

平成25年3月29日

平成25年川俣町各会計予算審査特別委員会委員長 齋藤博美

以上であります。



○議長（佐藤喜三郎君） ここで議事日程の追加についておはかりいたします。

当局より議案の訂正請求が提出されております。「議案の訂正請求について」を

追加日程第２とし、本日の日程に追加し、直ちに議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案を本日の日程に追加し、追加日程第２として直ちに議題とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 追加日程第２について配付いたします。（議案書配付）

配付漏れはありませんか。（なし）

それでは、日程第５を日程第６とし、以降、順次日程を１つずつ繰り下げるようをお願いいたします。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 追加日程第２，「議案の訂正請求について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 議案の訂正請求について、説明を申し上げます。

議案第２４号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。特殊勤務手当を支給するにあたり、条文を追加するものでございます。

訂正の内容であります。特殊勤務手当を支給するにあたり、第２５条に特殊勤務手当の種類、支給を受けるものの範囲、手当の額及びその支給方法は、別に条例で定めるを追加するものであります。ご審議のうえ、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） ご説明いたします。

議案第２４号であります。職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。皆さんに配ってあります３ページをご覧いただきたいと思います。３ページの特殊勤務手当第２５条であります。第２５条、特殊勤務手当の種類、支給を受けるものの範囲、手当の額及びその支給方法は、別に条例で定めるという文言を加入するものでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤喜三郎君） おはかりいたします。

ただいま議題となっております「議案の訂正請求について」を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、許可することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 議事日程の追加についておはかりいたします。

当局より「職員の特殊勤務手当に関する条例」について、議案を提出したい旨の

申し出がありました。「職員の特殊勤務手当に関する条例」を追加日程第３とし、本日の日程に追加し、直ちに議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案を本日の日程に追加し、追加日程第３として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 追加日程第３について配付いたします。（議案書を配付）

配付漏れはありませんか。（なし）

それでは、日程第６を日程第７とし、以降、順次日程を１つずつ繰り下げるようをお願いいたします。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 追加日程第３，議案第４６号「職員の特殊勤務手当に関する条例」を議題といたします。

当局の説明を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 追加提案いたします議案第４６号、職員の特殊勤務手当に関する条例でございますが、福島県人事委員会規則に準拠し、計画的避難区域内等で作業を行う職員に対し、その勤務の特殊性に応じて、特殊勤務手当の支給を行うため、条例を制定するものでございますので、ご審議のうえ、可決賜りますようお願いを申し上げて、提案要旨といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 議案第４６号、職員の特殊勤務手当に関する条例条文については、省略いたします。

平成２５年３月２９日提出

川俣町長 古川道郎

（提案理由）

計画的避難区域等で作業を行う職員に対し、その勤務の特殊性に応じて、特殊勤務手当の支給を行うための条例を制定しようとするものである。

ご説明申し上げます。本条例は、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故により放射性物質の拡散に伴い、原子力災害対策特別措置法第２０条第２項の規定に基づき、原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示により、指定された計画的避難区域内等で職員が行う作業に対し、その勤務の特殊性を考慮して職員に支給する特殊勤務手当についての各種の規定を制定するものでございます。

主な内容は次のとおりでございます。

条例第２条は、特殊勤務手当の種類を定めるものでございます。特殊勤務手当は、東日本大震災に退去するため、死体の収容等の作業を行う職員に対して支給する死体取扱手当と計画避難区域内等で放射線量モニタリング等の作業を行う職員に対し

て支給する災害応急作業等手当の２種類と定めます。

条例第３条及び第４条は、死体取扱手当の内容及び支給額を定めるものでございます。支給額は、職員が作業に従事した日、１日につき１,１００円と定めます。ただし、１日につき死体１０体以上を取り扱う場合には、２,２００円とし、また、心身に著しい負担を与えるような作業に従事した場合には、それぞれの額の２倍の額を支給することを定めております。

条例第５条から第８条は、災害応急作業等手当の内容及び支給額を定めるものでございます。災害応急作業等手当は、福島第一原子力発電所の敷地、帰還困難区域、移住制限区域、警戒区域及び計画的避難区域のそれぞれの区域内において、職員が作業を行う場合に支給することとしております。ただし、警戒区域及び計画的避難区域内のうち、避難指示解除準備区域に制定されることとされた区域で行う作業については、支給対象から除外をいたします。福島第一原子力発電所の敷地内で行う作業の支給額は、原子炉建屋内での作業には４万円、補償整備等の現場確認作業には２万円、免震重要棟内での作業には３,３００円とし、それ以外の作業には１万３,３００円といたします。次に、帰還困難区域内で行う作業の支給額は、屋外で行う作業は６,６００円、屋内で行う作業は１,３３０円とし、居住制限区域内で行う作業の支給額は、野外で行う作業は３,３００円、屋内で行う作業は６６０円といたします。更に、警戒区域内で行う作業の支給額は、野外で行う作業は６,６００円、屋内で行う作業は１,３３０円とし、計画的避難区域内で行う作業の支給額は、野外で行う作業は５,０００円、屋内で行う作業は１,０００円とします。なお、同一の日において、それらの作業を２つ以上行った場合には、最も高い手当の額を支給いたします。また、帰還困難区域、居住制限区域、警戒区域及び計画的避難区域のそれぞれの区域内で行う屋外の作業が４時間に満たなかった場合、その支給額は、それぞれの定める額の６０％とすることを定めております。なお、これにつきましては、平成２３年３月１１日から適用するとしてございます。

以上で議案第４６号の説明に代えさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤喜三郎君） これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第４６号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第7，議案第7号「川俣町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」を議題といたします。

これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第8，議案第8号「川俣町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」を議題といたします。

これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第9，議案第9号「川俣町町道の構造の技術的基準を定める条例」を議題といたします。

これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第10，議案第10号「川俣町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例」を議題といたします。

これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第11，議案第11号「川俣町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例」を議題といたします。

これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） この条例案の第2条に(1)、(2)、(3)とこういろいろあるんですけども、そのほか今度後ろでいろんなもの規定されているんですが、これらの条例を施行することによって、合わない場所というのはどの程度あるんでしょうか。

○議長（佐藤喜三郎君） 答弁、誰ですか。建設水道課長。

○建設水道課長（佐藤賢助君） 高橋議員の質問にお答えいたします。

円滑化のための町道の構造に関する条例で、合わないところはどのくらいあるのかというご質問でございますが、本条例につきましては、この歩道の勾配とかというようなところを規定しているものでございますが、実際、川俣の町道におきまして、全体的にこの条例の中で合うとか合わないところ、実際調査はしておりませんので、今のところ詳細については分かっていない状態でございます。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 課長の言うとおりでと思うんですよ。たぶん把握しきれていないと思うんです。それは実態だからしょうがないとしまして、町長ね、これ条例化

するということは、今度は町が責任があるということですよ。ですから、そういった実態調査をしてですよ、やはりその現状がこの条例に沿ったものにしていくという義務が、条例化をするということはあると思うんですよ。そういったものの計画等については、町長はご検討のうえ、この条例を出しているのかどうかお伺いしたいんですが。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 2 番 高橋道弘議員の質問に答弁をいたします。

議案第 11 号の関連でございますけれども、この第 2 条の(1)、(2)、(3)とあるわけでございますが、ただいま課長が説明申し上げましたように、町内の道路等については、まだ現状等については把握していないところでございますが、この条例の制定の基準という趣旨に従って川俣町のこの町道等についての現状を把握して、その対応すべきものについては、今後、予算化をしながら計画的に対応していかなくちゃならないという考えで、今回の条例を提案させていただきました。

以上であります。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第 11 号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第 12、議案第 12 号「川俣町都市公園の配置及び規模に関する基準等を定める条例」を議題といたします。

これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第 12 号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第１３，議案第１３号「川俣町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」を議題といたします。

これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第１３号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第１４，議案第１４号「川俣町町営住宅等の整備基準を定める条例」を議題といたします。

これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第１４号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第１５，議案第１５号「川俣町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例」を議題といたします。

これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第15号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第16，議案第16号「職員の再任用に関する条例」を議題といたします。

これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 2点質問したいんですけど、この条例の第2条によれば、地方公務員法第28条の4第1項に規定するうんぬんかんぬんと、あと第28条の2第1項とこうあるんですが、あと第28条の3、これは定年前に退職した人の話なんですけども、具体的にはどういう人が定年前に退職しても再任用の対象になるのか、詳しくもう一度ご説明いただきたいなというのと。あと第3条で、勤務成績が良好である場合のみ行うことができると書かれているんですけど、たぶん逆でね、勤務が悪かった人は再任用しないということだろうと思うんですけど、再任用は該当しないんだという職員は、具体的にはどういう職員になるのか、その2点をお聞きしたいんです。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

2点目のほうであります。そういう職員についてはいないというふうに認識しております。とりあえず、すべて良好だということでございます。退職したものについては、皆さん良好だということで、該当は皆さんするというところでございます。

あと1点目であります。定年前の職員につきましては、早期退職した者で5年以内のもので、60歳になってから年金を支給、もらうまで、年金もらっても採用できますけど、65歳まで5年間再任用はできるということになります。25年以上勤務した者で、5年以内の者になりますので、早期退職した者が該当することになります。以上でございます。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 第1点目の再質問なんだけど、そうすると、58歳例えば早期退職したとしまして、この条例によれば65歳まで勤められる話ですよ。だから、65歳までは7年であろうと8年であろうと再任用ってできるのかな。そこ期間は書かれていないんですよ、この条例を読むとね。早期退職者はこの(1)で辞めてから5年以内の者であれば良いと書かれているんだけど、例えば55歳であれ56歳であれ辞める方はいますよね。そうすると65歳まで勤められるんだから、例えば56歳で辞めて、例えば57歳で再任用されたとすれば8年間ですか、8年間勤

務できるというふうな解釈でよろしいのかどうかというのが、最初の1つ。

あと定年退職まできたならば、みんな優秀者なんだというのは、私はそれは理解できないのね。例えばじゃ町のいろんな処分規定とかあってですよ、戒告処分だ訓告処分だいろいろありますよね。いわゆる地方公務員法第29条に該当する者は、戒告以上の処分だと思うんですけど、その人も含めてじゃ良好な成績で収めたというふうに川俣町は考えて全部やるというふうになるんでしょうか。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

最初に早期退職した者については、60歳になってからということでございますので、例えば58歳で辞めた場合にあっては、60歳になってから65歳までの5年ということになりますので、最高5年間ということになります。この条例の中には、第4条でございますが、年齢は65歳とするということで65歳までということになります。第2条の①で、25年以上勤務して退職した者であって、その退職日の翌日から起算をして5年を経過するまでの間にある者ということになります。

あと2点目でございますが、規定はしてございませんので、すべての職員が該当することになります。1点目については、もう一度時間をいただきたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） それでは3時35分まで休憩いたします。

（午後3時14分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 再開いたします。

（午後3時35分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長答弁願います。総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

地公法第28条の4のただし書きで、再任用できる者の条件として、その者がその者を採用しようとする職にかかる定年に達していないときは、この限りでないと規定されております。川俣町の場合、職員の定年は、川俣町職員の定年等に関する条例第3条にて、診療所の医師は定年が65歳並びに用務員及び労務作業員は63歳を除き、職員の定年は年齢60年となっております。その定めているために、60歳に達していない者は再任用できないこととなります。第2条でそれをうたっておりますので、60歳以上定年退職した者でないと再任用はできないということでございます。以上です。

選考の基準というか、再任用に当たっては、当然、その能力の実証、従前の勤務実績等に基づいて行うものであります。定年退職前に勤務実績のほか健康状態、又は免許、その他の資格等が含まれますので、採用するときには、その職種や職務内容に応じて、それらを総合的に判断をして決定することとなります。以上です。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

今、良好はどういう状況だと、良好でないのはどういう状況だということだと思います。

いますが、そういった場合には、議員もお質しの中に考えられると思いますが、我々も再任用に当たりましては、過去の懲戒処分も含めた、そういった成績のことも十分鑑みて採用していくという、再任用に当たっていくことが肝要だと思っておりますので、今申し上げましたいろんなことについては、それは条件等があればありますが、良好でない者については、そのような考えの下に対応していく考えでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） あのですね、あまり言いたくないんですけど、さっき可決した特殊勤務手当だって、平成23年の3月から国、県は運用しているわけですよ。それを2年遅れて今やっと出して整備したとこなわけじゃないですか。これだって新しく作るんだよ、これね。年金制度が65歳になるので作るわけだ。作るわけだけど、その運用がどうなるのかということが、町民にも職員にも明らかでない中で、条例だけ施行するってあり得ないでしょう。良好だというのは、どういう人を言うんだと言ったら、まだ規定していませんと言ったらば、じゃ町長が恣意的に運用するということになっちゃうんですよ、またこれ。じゃ、恣意的にやっているんですか、県だの国だのでは、この再任用制度というのは。違うでしょう。ちゃんと誰しも分かる規則を作って示して、じゃ、こういう人だったらば再任用受けるんだと。ああおれはだめだなと、分かるようにしてやっているわけでしょう。その中身がどうなっているのかと私は聞いているだけなんです。その中身が決まってないのに、条例だけ先行したらばおかしい話でしょう。4月1日から運用するんですから、これ可決すれば。だから、その中身を示してくださいと言っているんですよ、ちゃんと。中身ないのに、良いことやるんだから良いべみたいなの、そんな条例ないですよ。誰しも分かるようになっているのが法律なんだし、条例なんだし、規則なんだから。分かるようなものを示してくださいよ。おかしいでしょう、そうでなかったらば良いか悪いかなんて分からない。どういう人が良好なんだか分からないんだけど、とにかく60歳になったらみんな良好だとさっき答弁したのよ、総務課長は。じゃ努力して一生懸命やった職員も、処分を受けた職員も同じなんですかということになりますよ。だから、ちゃんと中身を示してもらわなかったら審議にならないように。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） ちょっと今整理のため、暫時休議します。

（午後3時45分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 再開いたします。

（午後3時49分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長答弁願います。総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

先ほどの選考基準等についてであります、平等の扱いの原則も考慮しながら、

地方公務員法も照らし合わせながら、今後、規則等で定めてまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。
（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。
（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。
これから議案第16号を採決いたします。
本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第17、議案第17号「一般職の任期付職員の採用に関する条例」を議題といたします。

これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。
遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 14番 遠藤です。議案第17号は、この任期付職員の採用ということで、提案理由にも明示してあるように、東日本大震災及び福島原子力発電所事故により放射性物質の拡散に伴い、一定期間の増大が見込まれる災害対策業務等に対応するためということなのですが、今、正に川俣町はこのような事態に陥っている。特にここで示されているのは、専門的な知識を有する職員をこの程度で採用するというふうなことが出ているわけですね。専門的な知識は、決して当町は豊富だとは私は思えないので、この制度によって、どの程度の採用が検討されているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

公務では得難い専門的な知識と経験が必要な業務ということになりますが、専門的な知識、経験による採用の例といたしましては、公営企業の経営健全化、経営基盤強化策の企画立案として公認会計士を採用する場合や訴訟施策や政策法務の充実、強化のために弁護士を採用する場合、民間企業の役員等を政策課題にかかる政策の企画立案や長期総合計画の立案等に従事させるための場合、また、電子自治体推進のためにシステムエンジニアを採用する場合などが挙げられます。以上です。

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 全然質問に答えてもらえないんですけども、それはそういう考え方に立って作られたものだけということであるだけであって、今、当面している川俣町でこういう制度を使って、どの程度採用する考えなのかということを聞いてい

るんですよ。今度の議会の中だって議論されたのは、例えば太陽光発電1つ取っても、50キロ以上だと専門家がいらないからできないということになって40キロにしたんでしょう。そういうものだって、こういう制度を使えばできるんですよ。あと除染だの何だのだって専門家がいらない。東電に賠償請求するに当たったって、相談窓口に専門的なことを答える人がいないという現実があるわけでしょう。そういうものを補うための制度として作られているんだから、それをどう活用しようとしているのかということをお聞きしています。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁いたします。

先ほど答弁しましたように、人数についてはまだ決定はしてございませんが、今後、そういった方を採用して、そういった業務に当たっていただきたいというふうに考えてございます。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに。遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） あのね、結局原発事故起こって2年は過ぎていますよ、もう。その作業に復興やなんかに取り組むに当たって、今まで取り組んできた中で、やっぱり技術的な面やなんかでの不足というのはもう目に見えているわけでしょう。我々が見ても、ここは不足しているなというのがいっぱい目についているわけですね。だけど、これから検討しますという、これ4月1日から施行なんですよ。だから、あと2日もあると採用できるわけだから、これはね、こういう制度をこの機会だから大幅にやっぱり利用して、そして、今の人員不足やなんかも技術的にもきちんと対応できるようにすべきだと思うんですが、そういうまあ確かに総務課長ほら答えようないのも分かるような気がする。だけど、おれは総務課長に聞いているのではなくて、町長に聞いているんだよね。これは町長きりできないですよ、それは人事問題やなんかについては。だから、それはやっぱりきちとした方向性をもって、今の住民が抱えている不安やなんかにきちんと応えられる体制を作るために、どう活用するのかということをお尋ねしたいと思うんです。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

今回の任期条例提案でありますけれども、議員お質しのようなことで考えているところでございます。現在も専門職等についての確保のための働きかけなどしてきた経緯はあるわけでありましたが、なかなか該当する方がいないという事実もあるわけでありまして、今回、このような制度を確立するわけでありまして、これによって今、抱えている課題、原子力災害対策、あるいはまた新たな産業、再生可能エネルギーについても、専門的なものを持った方にこの事業の繁忙期に手伝っていただくことによって、より円滑な事業に推進されるものと思ひまして、今回、条例を提案させていただきました。このことをしっかりと活用して、この事業が遅れることのないように進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思ひます。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） 今、考えていきたいと思いますが、まず、現状認識なんですよ。だから、今回の約10日近い特別委員会の中でもいっぱい出たじゃないですか。現在、じゃ川俣町は、議会はある程度の認識を持っています。町として、じゃどういう分野の専門職がどのくらい足りなくて、どのセクションにどういう補強をしなければならないと、現在どのように認識していますか。

○議長（佐藤喜三郎君） 副町長。

○副町長（永田嗣昭君） ただいまのご質問に答弁いたします。

現在、町が抱えている問題で専門的な知識を有するという部分については、やはり賠償関係がありますし、健康関係もございます。予算の特別委員会の中でいろいろとご意見いただいた部分については、専門的な知識がやはり必要ではないかというふうには考えております。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） だから、今は制度仕組みの前提の話をしているんですよ。そうではなくて、特に副町長は毎週全員協議会に出て、つぶさに見ているわけですよ。現場のことは知っているか知らないか分かりませんが、そうしたら具体的にどの分野にどのくらい出て来るじゃないですか、数字も具体的に。何が今、重点なのか、何が今、迫られているのか。建前論ではなくて、現状としてどういう分析をしているのか聞いています。

○議長（佐藤喜三郎君） 副町長。

○副町長（永田嗣昭君） ただいまのご質問に答弁いたします。

現状では先ほどお話ししましたように、賠償あると思います。ただ、その方が何人いるかという部分については、まだこれからだと思いますが、まずは1人とか、そういうような形で考えていく、その中で対応がどうなるかというのは、その後に考えていくということも可能ではないかと考えております。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） 何人かの話じゃなくて、現状はですよ、あれだけ今まで特別委員会で問題指摘になった部分だって、それぞれ数字出るじゃないですか。だから、基本的に分析してないということなんですよ。だから、今も災害の記録もまだ作れていないということは、そこに私は現れているんじゃないかと思うんですよ。現実には例えばですね、専門職いたかどうかは別としてね、葛尾村だって200人以上の応募があったんですよ。実際、159人が試験を受けているわけですよ。全国にいっぱいいますよ。具体的にじゃどの分野に何人ぐらい計画的に採用したいと思っているのか、その所見をお伺いしておきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 副町長。

○副町長（永田嗣昭君） ただいまのご質問に答弁いたします。

計画的なものというのは、専門的な部分でございますが、そこはまだ具体的なものは持っておりませんが、最低限、先ほど答弁しましたように、専門的な方、賠償、

健康とか、こういう部分については、最低限は必要なのではないかというふうには考えております。具体的にはこれからになります。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） この後ですよ、25年度の一般会計の予算が承認されれば、職員枠で言えば4人の給与人件費は余っているわけですよ。差引からいけば。ただ、この任期付の採用、これらをですよ、この4人の枠を使ってやろうと思えば、4月1日から本当に実行できるんですね。足りないのは副町長が認めたとおり、賠償、あるいは医療と言いますか、健康と言いますか、そういったものに比べられる職員が必要だということであれば、私は一般職員を4人採るよりは、せっかく今、予算あるわけだから、更に一般職に欲する場合は、それは補正で組めば良いことですから、今の認められるであろう予算の中で、その4人の枠があるわけだから、最低その4人枠は、こういったものを活用して、早急に体制補強すべきだと思うんだけど、そういった考えが町長にあるかというのが第1点目。

第2点目は、この任期付職員の採用は、何年まで雇用できるとは、私読む限りどこにも書かれていないんだけど、上限が決まっているのか、雇用する期間ね。それが2点目の質問。

3点目は、どこにも全部書かれているんだけど、一定の期間と書かれているのね。一定の期間というのはどの程度の期間を指して一定の期間というのか、この3点についてお聞きをします。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

1点目と3点目であります。今、お質しのように、この職員の採用ですね、これについてはそのようなことも含めて今、14番議員からもありました、6番議員からもありましたが、具体的に対応することでの採用のことを取り組んでまいりたいと考えております。いく考えであります。

また、一定の期間でありますけれども、これはその事業がある程度の進捗と言いますか、なるところまではやっぱり期間は必要だと思います。ですから、この期間が1年なのか6年なのかについては、まだ具体的な事業を検討し、その内容等も含めて考えていかなくちゃならないと思っておりますので、その期間についてもきちっとしたことを含めながらやっていかなくてはならないと思っております。ただ、やっぱりその事業の見通しが立つということが、やっぱり大事だと思いますので、そういったことを考えた期間になるものと思っております。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

最長で5年ということでございます。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） まあ4人枠は活用して早急にやりたいという町長の考え方なので、正に4月、5月段階で実施して、現場の職員の方々の力になるようにやっても

らえればと思うんですが、あの２点目の任期は５年なんだというのは、これまたこの条例には出てなくて、５年と定めるのはどこからくるのか。やっぱりその５年が最長の期限だとすれば、５年以内においてとかとこう書くべきだと私は思うんだけど、そういったことをなんでこの条例上は載せないで、現に今、町の中でもいろいろ今の雇用形態でも問題になってますよね。町長一番分かっているとおり。だから、やっぱりきちんと決めてやらないと、後にいつてあの人は７年いたの、この人は８年いたの、この人は５年で切られたのという話になりますから、そこは私は条例にきちっと載せるべき筋合いの年数ではないかと、雇用期間についてはですね、思うんですが、それを載せない理由は何かあるのかどうか再質問をさせていただきます。

それから、私が言った一定の期間というのは、ここに一定の期間活用するとかというところあるんだけど、一定の期間専門職がいなくて対応できなくなった場合とかといろいろある。みんな一定の期間と書かれているのね。だから、一定の期間の定義というのは、３か月を言うのか、１年単位を言うのか、そこを聞いているんです私。一定の期間とは何かと、これを聞いているんです。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律がございまして、そこでまあ最長５年ということになっております。１年ごとに更新をするということになります。一定の期間というのは、その５年以内の一定の期間ということ認識してございます。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○２番（高橋道弘君） この第１条にある一般職の任期付職員の採用に関する法律に５年と書かれていると今、答弁をしたんだよね、そうですね、総務課長。だから、５年と載っていると言うんでしょう。だとしたら、提案のときに言ってもらえれば、質問していることないのね。法律で決まっていれば、それ以上はできないんだからね。

それと、私が言った一定期間というのは、第２条の第２項に（１）から（４）まであるわけよ。ここに全部一定期間と書かれているわけ。例えば第２項の（１）によれば、従事させることが適当と認められる職員を部内で確保することが、一定の期間困難である場合。（２）のほうは、期間が一定の期間に限られる場合。（３）においては、一定の期間困難である場合。（４）も一定の期間に限られる場合とこう書かれている。

だから、この一定の期間というのは、どういう規定があるんですかと私聞いている。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

まあ一定の期間というのは、日にちの期限はございませんが、その期間で終了が見込まれる期間というふうな認識でございます。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 討論なしと認めます。

これから議案第17号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(佐藤喜三郎君) 日程第18, 議案第18号「川俣町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」を議題といたします。

これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

高橋道弘君。

○2番(高橋道弘君) これは公表に関する条例ということなのね。それで、これ毎年7月末までにと第4条で書かれているわけですよね。報告を受けて、いつまで公表しなければならないのかな。公表時期は載っていないのかな、12月末までかな、公表の時期はね、書かれていますよね。こういった公表条例については、農業農村振興条例に関するがなで、毎年議会に報告しなさいというものもあるわけだけど、これは1回も適正に運営されたことはないんですね。議会に報告されたことは、条例制定以来、一度もないわけですよ。同僚議員が再三にわたって質問して、いつも出てくるという状況にあるわけです。これは間違いなく12月末日までに公表をするということなのか、それが第1点。

第2点目は、第3条の(1)から(8)まで何を公表するかとこう書かれているんですが、この中で私うんとどういうふうに公表するのか非常に興味があるのが、分からないと言ったらいいかね。(5)の職員のサービスの状況というのは、具体的には何を公表するのでしょうか。

それから、(6)の職員の研修及び、研修は何人やったくらいで出ると思うの。勤務成績の評定の方法というのは、どんな形での公表の仕方になるのかお聞きをしたいんですが。

○議長(佐藤喜三郎君) 総務課長。

○総務課長(高橋清美君) 答弁申し上げます。

報告については、間違いなく報告していきたいと思えます。

次に、職員のサービスの状況の公表ということでございますが、職員のサービスについてはいろいろあると思いますが、例えば任命権者がどういうものをやったか、その取組みの内容、周知の方法、例えば25年度中にサービスの規則の厳守に関して、そういうどういうものをやったかということの公表になります。

勤務成績の状況であります、勤務の評定の目的はどのようなものを記載をするということで、対象職員については誰かというふうなこと。評定者は誰と、基準日及び期間等、評定結果の活用はどういうふうな活用したかということの公表でございます。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 12月には必ずやるということですから、それは守っていただければ結構なことなんです、今の総務課長の答弁で分からないのは、服務の状況は全然分からないね。だって、服務の状況というのは、どんなことを公表するんですかとおれは聞いているの。一番難しいことだから私聞いているわけですよ。だって、例示を挙げているわけだ。職員の服務の状況を公表しますと。じゃ、どういうことが服務の状況として公表するんですか。私ピンと分からないから聞いているの。どういうことを具体的に公表するんですか。

あと勤務成績の評定の状況というのは、あれですか、課ごととか係ごととか勤務評定ってやっているんでしょう、毎年川俣町は。その結果をきちんと公表なさることなんですか、今のお話しでは。2点再質問させていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

職員の服務について、その服務の根本基準を定めております。法令等及び上司等の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治行為の制限、争議、抗議等の禁止、営利企業等の従事制限などの義務や制限が課されております。それらの服務規律を保持するため、懲戒制度の適切な運用に努めているほか、日ごろから職員に対しての注意を特記し、その徹底を図っております。そういったものを任命権者は、取り組むにはどういう内容で取り組んだかというような内容の公表。そして、そういうものに周知の方向を公表するということになります。そういったものの公表になります。その他の職員、例えば職員の服務規定の厳正な保持について、定期的な周知したほか、選挙の実施や職員の不祥事を起こしたときなどの必要に応じて、随時職員の周知を図ったということの公表するというところでございます。

勤務成績についてであります、毎年やっておりますが、その公表の目的はどのような目的で評価をするかというふうなこと。その対象職員については、何名あったということで、すべての職員を対象としているということの公表ということになるのかと思います。結果は出しません。公表の中身は出しませんが、こういうものをやっているというふうな公表でございます。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） そうすると、今の話を聞いていると、任命権者が何取り組んだかということだけをただ書いて出すということじゃないですか。じゃ、職員が本当に一生懸命やっているかどうかというのは、服務の状況を見ても、勤務評定の状況を見ても分からないじゃないですか、それでは。そうでしょう。通常服務の状況と言っ

たれば、遅刻しているのは何人いるとか、そういうことじゃないの、違うの。ふつうは。学校の評定だって、遅刻だとか早退だとか、そういうことじゃないですか、サービスの状況は。だって、地方公務員法でね、全力で仕事しなさいと書かれているわけだから。全力で仕事をするのがサービスなんですよ。そのことがどういうふうな数値化して現れるかというのを私はこの条例の中で出てくるんだと思って期待しているんです。勤務評定も同じです。勤務評定やってますなどというのは、別にもらったってもらわなくたって公表にならないでしょう。そうじゃなくて、勤務評定やったら、川俣町全職員１１１名いるうち、ＡＢＣだか７０点以上だか今どうやっているか分からないけど、７０点以上のは何人いるとか、７０点以下は何人いるとか、そういったものが出てこなかったら、全然人事行政の運営等の状況にならないじゃないですか。単にアリバイづくりで、ただこういうことをやっているんだと。自治研修に何人行ったんだとか、職層研修は何人行ったとかね、そういう話で終わりということなんですか、これは。それでは、私ここに書かれていることと期待していることと全然違うんだけどね。そこははっきりしなかったら、任命権者というのは町長だけでなく教育長もいるわけだよね。議会もいるわけだ、議長もいるわけだ。報告しようないと思うんですよね、町長に対して任命権者は。何チェックしたらいいんだか、何を数値化して出したらいいんだか分からなかったら。そこはもうちょっときちっとこの整理して、町民の皆様が職員がいかにな仕事をしているのか、どういう仕事の具合になっているのか、そのことが分かるものに数値化する努力を私は必要だと思うんだけど、これだけ具体的に羅列化していったら、任命権者何やっているかって結果が問題なわけだから、町民から見れば。何やっているかが問題ではない。結果が問題だから公表しろと言っているわけでしょう。だから、それではちょっと総務課長今の考え方で、これも規則作るんでしょう、たぶんこの後。様式作ったりなんなりするんでしょうから、そこは私が今言った形は反映されるものなのか、されないものなのかお聞きをします。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

そういったものを１２月の公表までに鋭意見ながら検討して反映させるようにいたします。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第１８号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第19，議案第19号「川俣町町営住宅管理条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第19号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第20，議案第20号「川俣町都市下水路条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） この川俣町都市下水路条例で規定されている下水路は1本しかないと思うんですけども、川俣町においては。この下水路条例にその水路を位置づけることによって、どんなメリットがあるのかお聞きをしたいんですが。

○議長（佐藤喜三郎君） 建設水道課長。

○建設水道課長（佐藤賢助君） 質問にお答えいたします。

都市下水路条例ができることによってどんな、まあ今回の条例の改正によってということですか。今回の改正でどんなメリットがあるかということですか。あつ位置づけ。都市下水路が川俣町には1か所あるということで、今回の条例の改正によって川俣町にある下水路について、その位置づけ……。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 答弁ちょっと整理のため、暫時休議します。

（午後4時37分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 再開いたします。 （午後4時44分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 答弁の前におはかりいたします。

本日の会議時間は、議事の都合により延長したいと思います。これにご異議あり

ませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は、延長することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） それでは、建設水道課長答弁願います。建設水道課長。

○建設水道課長（佐藤賢助君） 質問にお答えいたします。

都市下水路川俣に1か所ございますが、今回の条例に位置づけするとどんなメリットがあるのかというご質問ですが、今回、技術的基準の条例ということでございますが、国庫補助事業等にですね、今後、建設の際はそういったものに採択というようなことになるかというところです。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 町長ね、そのとおりなんです。ですから、私この条例そのものは賛成するものであるんですけども、都市下水ね、今から15～16年前かな、あそこにできたのは、たぶん18年くらいになるか。かなり古いわけです。それで、中丁の洪水があふれる問題とか、新中町から後田含めて水路が臭い、水が流れてこない、大雨出るとあふれる、家の中に入るという問題があるわけです。だから、私は、この条例をただ直して放置しておくのではなくて、やっぱり都市下水として機能しているものは調査をしてですよ、採択できるものはどんどん都市下水に位置づけをして、国庫事業を活用して、そういった水路の改修、改善に早期に取り組むべきだと私は思って今、建設課長にお聞きをしたところなんです。町長そういうふうにご利用する気ありませんか。せっかく条例があるんだから、条例に位置づければ良い話ですよ。位置づけて計画作って、国交省なりと協議をして補助事業採択をもらえれば、地域の皆様の旧町内の方々の臭い問題、大雨が降ったときの洪水の問題、これ一気に片付きますから、是非町長取り組む意思ありませんか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

ただいま議員お質しのですね、この事業の取り入れについては、前にも川俣町では排水について下水のこの事業を取り入れて補助事業でやったということでの今回のこのような改正に至っているわけでありますので、これから中心市街地の活性の中での今、あるとおり、臭いの問題とか排水の問題とかございますので、そういった事業と併せて、その事業の際にはこういったことを取り入れながら、国の事業をしっかりと取り入れて町民の環境の整備に進めていきたいと思っております。

以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 討論なしと認めます。

これから議案第20号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(佐藤喜三郎君) 日程第21, 議案第21号「川俣町町営住宅条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 討論なしと認めます。

これから議案第21号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(佐藤喜三郎君) 日程第22, 議案第22号「町道路線の認定及び変更について」を議題といたします。

これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 討論なしと認めます。

これから議案第22号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(佐藤喜三郎君) 日程第23, 議案第23号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第23号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第24、議案第24号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 条例の中身よりこの別表の方、私見ているんですけども、一番最後ね。1級は主任主査と同等とみた職務、2級は副主査と同等とみた職務とこうあるんだけど、川俣町においてはですよ、中途採用の職員を雇った場合に、雇用した場合ですね、前歴換算はもちろんあるから中途採用の方は給料水準が違うんだけど、最初からですよ、副主査だとか主任主査だとか主査だとかとこう職制付いて辞令出しているように私は見受けられるんですが、そういった運用というのは基本的にあるんでしょうか。結局1回も公務員としての仕事をしていないにもかかわらず、例えば前歴がね同じ地方公務員だった、あるいは県職員だった国家公務員だった、これは分かりますよ。だけど、全く民間から中途採用で入った方が、前歴換算が8年あったから、あるいは6年あったから2級に格付けする給料だから副主査だ、あるいは3級の主査だ、主任主査だと、これは私ちょっとね辞令の出し方として非常に疑義があるので、この表はどのように運用なさっているのかお聞きをしたいんです。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

年齢によってであります、確かに年齢換算をいたしまして、その見合うようなことで割り振りはしておりますが、例えば30歳になった場合について、その前歴換算が100%みたという場合には、その格付けで主査になるということはあるかもしれませんが、その辺はちょっと確認はしてみないと分かりませんが、ただ、そういうふうな格付けになるのかと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） あのですよ、私が思う限り、給与水準はここに来る、これは分

かりますよ。それが例えば３級にしかない表だとしても、入ったときは下駄履きといって１級なら１級のところに下駄履かして、最後の昇給換算のところまで第何十号まで作って、そこで主事として例えば６か月間は最低でも主事として辞令を出して１級に格付けをして、６か月過ぎて試用期間終了したから、今度は試用期間が終了したので３級に格付けする、あるいは２級に格付けして副主査だ、主査だとやるのが私は正しい人事のあり方だと思うんですが、そういうふうには思わないんでしょうか。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

確かにおっしゃるとおり、そう思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○２番（高橋道弘君） まあ内示だからまだ辞令は出していないわけだから、４月１日の今までやった分は、それ覆水盆に返らずで、これはしょうがないんですけども、本年の４月１日からは正しいやっぱり辞令の出し方をすべきだと私は思いますし、せっかく今回これ第２表を次のように改めるとこう提案をなさっているわけですから、そこはきっちりと整理をして透明性のある、公平性のある、平等間のある辞令を人事をしていただきたいと、こういうふうに思いますがいかがでしょうか。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

整備して、そのようにやりたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第２４号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第２５，議案第２５号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第25号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 議事日程の追加についておはかりいたします。

平成25年度川俣町一般会計予算の討論、採決については、本日の日程に追加し、追加日程第4として直ちに議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案を本日の日程に追加し、追加日程第4として直ちに議題とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 追加日程第4について配付いたします。（議案の配付）

配付漏れはありませんか。（なし）

それでは、日程第26を日程第27とし、以降を順次日程を1つずつ繰り下げるようお願いいたします。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 追加日程第4，議案第45号「平成25年度川俣町一般会計予算」について、これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

本案に対する予算審査特別委員会委員長報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第27，議案第31号「平成25年度川俣町国民健康保険特別会計予算」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(佐藤喜三郎君) 日程第28, 議案第32号「平成25年度川俣町介護保険特別会計予算」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 討論なしと認めます。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(佐藤喜三郎君) 日程第29, 議案第33号「平成25年度川俣町後期高齢者医療特別会計予算」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 討論なしと認めます。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(佐藤喜三郎君) 日程第30, 議案第34号「平成25年度川俣町水道事業会計予算」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 討論なしと認めます。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(佐藤喜三郎君) 日程第31, 議案第35号「平成25年度川俣町簡易水道事

業特別会計予算」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 討論なしと認めます。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(佐藤喜三郎君) 日程第32, 議案第36号「平成25年度川俣町奨学資金特別会計予算」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 討論なしと認めます。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(佐藤喜三郎君) 日程第33, 議案第37号「平成25年度川俣町工業団地造成事業特別会計予算」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 討論なしと認めます。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(佐藤喜三郎君) 日程第34, 議案第38号「平成25年度川俣町小島財産区特別会計予算」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(佐藤喜三郎君) 討論なしと認めます。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第35，議案第39号「平成25年度川俣町飯坂財産区特別会計予算」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第36，議案第40号「平成25年度川俣町大綱木財産区特別会計予算」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第37，議案第41号「平成25年度川俣町小綱木財産区特別会計予算」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第38，議案第42号「平成25年度川俣町山木屋財産区特別会計予算」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） ここで議事日程の追加についておはかりいたします。

発議5件を本日の日程に追加し、議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

したがって、発議5件を本日の日程に追加することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） ここで追加日程を配付いたします。（追加日程の配付）

配付漏れはございませんか。（なし）

それでは進めます。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 追加日程第5，発議第1号「川俣町議会委員会条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

議会事務局長。

○議会事務局長（佐藤光正君） 別紙発議書を朗読した。

○議長（佐藤喜三郎君） ここで提出者の説明を求めます。

石河議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（石河 清君） 議会運営委員長の石河でございます。

発議第1号、川俣町議会委員会条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を行いたいと思います。

提案理由は、地方自治法の一部改正により、川俣町議会委員会条例の一部を改正しようとするものであります。

内容についてご説明をいたします。地方自治法の一部改正により、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会が条立てされていたものから1つの条文に統合され、委員の選任などに関する事項が条例に委任されたことに伴い、川俣町議会委員会条例の一部を改正しようとするものでございます。以上であります。

○議長（佐藤喜三郎君） これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから、発議第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 追加日程第6，発議第2号「川俣町議会会議規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

議会事務局長。

○議会事務局長（佐藤光正君） 別紙発議書を朗読した。

○議長（佐藤喜三郎君） 提出者の説明を求めます。

石河清議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（石河 清君） 議会運営委員長の石河でございます。

発議第2号、川俣町議会会議規則の一部を改正する規則

提案理由の説明を行いたいと思います。

提案理由は、地方自治法の一部改正によりまして、川俣町議会会議規則の一部を改正しようとするものであります。

内容についてご説明を申し上げます。地方自治法の改正により、本会議においても委員会同様、公聴会の開催や参考人の招致ができるようになったため、川俣町議会規則の一部を改正しようとするものであります。以上であります。

○議長（佐藤喜三郎君） これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから、発議第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 追加日程第7，発議第3号「地方財源の確保及び地方財政の

充実・強化を求める意見書」を議題といたします。

議会事務局長。

○議会事務局長（佐藤光正君） 別紙発議書を朗読した。

○議長（佐藤喜三郎君） ここで提出者の説明を求めます。

菅野正彦総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（菅野正彦君） 9番 菅野正彦でございます。

地方財源の確保及び地方財政の充実・強化を求める意見書

朗読をもって説明に代えさせていただきます。

地方はこれまで、極めて厳しい財政状況におかれる中、自主的に行財政改革や人員削減、給与の抑制など、国を上回るペースで歳出削減努力を行ってきた。

このような状況の中、政府は「地方財政計画上の人件費削減を通じた地方交付税の削減」を閣議決定した。しかし、地方交付税は、本来、地方の税収とすべき税を国税として国が代わって徴収し、国税の一定割合を合理的な基準で再配分する地方固有の財源であり、その用途は、何ら制限がなく、各団体の自主的な判断に任されている一般財源である。また、その交付総額は地方財政計画に基づいて決定されるものである。

今般、閣議決定された「地方財政計画上の人件費削減を通じた地方交付税の削減」は、地方財政計画に、国の考え方を一方的に反映し、地方に国の考え方を強制する内容であり、地方固有の一般財源であるという地方交付税の理念や、地方分権の考え方に大きく反することとなり、看過することはできない。

また、福島県において、震災・原子力災害からの着実な復旧・復興に向け、献身的に公務を遂行している自治体職員の給与を一方的に引き下げる事は、労働意欲の低下につながり、復旧・復興の妨げになることも危惧される。併せて、自治体職員の給与は、地元企業に働く労働者や各種団体職員の給与の指標とされており、その引き下げによる影響は大きく、地域経済の疲弊に直結することとなる。

よって、本町議会は次の事項を実現するよう強く要望するものである。

1. 医療、福祉分野の人材確保をはじめとするセーフティネット対策の充実、農林水産業の復興、環境対策などの財政需要を的確に取り入れ、少なくとも地方の一般財源総額について、平成24年度の地方財政計画の水準を下回らないよう確保すること。
2. 東日本大震災からの早期復興及び原発事故の技本対策に必要な予算について、通常予算と別枠で確保すること。特に深刻化している被災自治体の人材確保対策を強化するとともに、職員派遣や採用に係る派遣元・派遣先自治体の財政支援を強化するため、平成25年度以降も震災復興特別交付税等の財源措置をさらに拡充すること。
3. 地方がこれまで、不断の行革や国に先駆けて職員数や給与の削減に取り組んできた経緯を踏まえ、地方財政計画の給与関係経費・地方交付税の算定にあたっては、国家公務員の給与の臨時削減措置を反映させないこと。

また、自治体職員の人件費の決定に当たっては、従来どおり自治体の自主性を尊重すること。

4. 大型補正予算などの今後予定される公共事業については、インフラの維持管理、更新などの中長期的な視点で地域の必要性を踏まえ、事業の内容を精査し対応すること。また、公共事業に係る財源措置については、過去の景気対策による債務を踏まえ、今後の自治体財政運営に支障が生じないよう地方への財政負担を慎むこと。

5. 自動車取得税、自動車重量税の見直しについては、代替財源の確保を前提とすること。また償却資産に対する固定資産税については、市町村の貴重な税財源であるため、現行制度を堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成25年3月29日

内閣総理大臣 安倍晋三 様

総務大臣 新藤義孝 様

財務大臣 麻生太郎 様

福島県伊達郡川俣町議会

以上です。

○議長（佐藤喜三郎君） これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから、発議第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 追加日程第8，発議第4号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書」を議題といたします。

議会事務局長。

○議会事務局長（佐藤光正君） 別紙発議書を朗読した。

○議長（佐藤喜三郎君） 提出者の説明を求めます。

黒沢敏雄産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（黒沢敏雄君） 黒沢であります。私から朗読をもって説明に代えさせていただきます。

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書

最低賃金制度は、非正規労働者を含むすべての労働者の賃金の最低額を法律により保障するものであり、毎年、中央最低賃金審議会が作成する「目安額」を参考に各都道府県最低賃金審議会の審議を経て、地域別最低賃金を決定することとされている。

この最低賃金の引き上げについては、2010年6月、政労使の代表からなる「雇用戦略対話」において、2020年までの目標として「できるだけ早い時期に全国最低800円（時間額）を確保し、景気状況に配慮しつつ、全国平均1,000円を目指す」ことで合意された。

しかし、現在の福島県最低賃金は、時間額で664円となっており、この金額は政労使が合意し、目標として掲げた最低額と大きく乖離しているとともに、その水準は2007年からの5年間全国水準で31位と、全国でも低位にあり、県内勤労者の賃金水準や経済実勢などと比較しても極めて低いものとなっている。

最低賃金の引き上げは、拡大する非正規労働者やパートタイム労働者のセーフティネット機能を高めるとともに、労働意欲の向上、ひいては企業の生産性の向上や、内需の拡大へ寄与する事に繋がり、併せて、福島県の復興を促進させるうえでも、県内の労働力の確保や若年層を中心とした労働人口の県外流出防止の為に非常に重要な事である。

よって、本町議会は福島県の一層の発展を図るため、最低賃金法の趣旨をふまえ、次の事項について強く要望する。

- (1) 福島県最低賃金については、2010年6月に行われた「雇用戦略対話」の合意に沿った引き上げを図ること。
- (2) 福島県の復興促進、労働人口の流失に歯止めをかけることを踏まえ、上積み
の改正を図ること。
- (3) 中小・地場企業に対する支援策等を強化し、最低賃金の引き上げを行う環境を整備すること。
- (4) 一般労働者の賃金引き上げが4月であることから、福島県最低賃金の改定諮問を早期に行い発効日を早めること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成25年3月29日

内閣総理大臣 安倍晋三 様
厚生労働大臣 田村憲久 様
福島県労働局長 河合智則 様

福島県伊達郡川俣町議会

以上であります。

○議長（佐藤喜三郎君） これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。
高野善兵衛君。

○12番（高野善兵衛君） 先ほどの全協で聞けば良かったのかと思いますが、私は賛成の意味であり、反対するものではありません。

委員長に伺いますが、福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書ということを認識してご提案しておられるのですか、確認いたします。

2つ目、2010年の雇用戦略対話では、最低賃金はいくらになっておりますか。

3つ目、雇用戦略対話とは、誰の下でのグループであり、川俣町から一番近いところの人は誰ですか、伺います。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 答弁の準備のため、暫時休議いたします。

（午後5時26分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 再開いたします。

（午後5時39分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 黒沢敏雄君。

○10番（黒沢敏雄君） 答弁いたします。

私も福島県の労働者の賃金は低いということですので、引き上げを望んで、この意見書提出に臨みました。

それから、福島県の当時の最低賃金、2010年10月24日に決まったものが657円です。

それから雇用戦略対話、これの皆さん方の名前を申し上げます。善兵衛さん良いですか。

労働界からは、古賀伸明様、逢見直人様、團野久茂様。労働組合の連合会の皆さんです。産業界からは、大橋洋治様、岡村正様、鶴田欣也様、これは企業地方団体や商工会議所の人たちです。それから有識者、竹中ナミ様、樋口美雄様、宮本太郎様。以上です。

○議長（佐藤喜三郎君） 高野善兵衛君。

○12番（高野善兵衛君） 教えていただきましてありがとうございました。でも、私は、川俣町から一番近い人は誰ですかと言ったことなので、その点1つ。それで考えられるのは、意見書を出せば、必ず賃金が上がるとは限ったものではないと私は思う。したがって、福島県のこの大事な復興の時期に、我々県民すべてがどのような努力をして上げていくべきかと考えるか伺いたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 黒沢敏雄君。

○10番（黒沢敏雄君） お答えしますが、この有識者の人たちは私も存じ上げておりません。したがって、一番近い人は私も分かりません。

それから、どのようなことをやるというのは、皆さんで考えていただきたいと思います。私は、要望書の中で要望を求めていると思っております。以上です。

○議長（佐藤喜三郎君） 高野善兵衛君。

○12番（高野善兵衛君） 私の調べたところでは、増子輝彦さんというようなことではないかと。そのようにここに書かれております。是非今度お会いしたらば、そういうことも含めて、やっぱり上げる努力をしてくださいと直に話を出すのも良いこと

ではないのかなと私は思っております。以上です。

○議長（佐藤喜三郎君） それは要望で結構ですか。

○12番（高野善兵衛君） はい、要望です。

○議長（佐藤喜三郎君） はい、ありがとうございます。

それでは、ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから発議第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 追加日程第9、発議第5号「T P P交渉参加表明に反対する意見書」を議題といたします。

議会事務局長。

○議会事務局長（佐藤光正君） 別紙発議書を朗読した。

○議長（佐藤喜三郎君） ここで提出者の説明を求めます。

黒沢敏雄産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（黒沢敏雄君） 朗読をもって説明に代えます。

T P P交渉参加表明に反対する意見書

安倍首相は、日米首脳会談で合意した「日米T P P共同声明」をふまえ、「聖域なき関税撤廃はT P P交渉参加の前提ではないことを確認した」として、T P P交渉参加、に大きく踏み出す意向を示した。

T P Pは関税問題にとどまらず、我が国の医療制度、食の安全安心、金融サービス、そして国家主権にかかわるI S D条項等交渉分野は多岐にわたり、まさに、「我が国のかたち」を徹底した市場原理に基づき一変させるものであり、なによりも大震災・原発事故からの復興、再生を目指そうとしている本町農業者の意欲を阻害するものである。さらに国益に沿わないからと交渉の途中で離脱することは国際的信用の面から現実的ではなく、我々は、T P P交渉に参加することに強く反対する。

また、日米首脳会談での共同声明にもあるように「最終的な結果は交渉の中で決まっていくこと」であり、我が国農業・農村が壊滅的な状況に陥る。さらには、T P Pの影響は農業分野にとどまらず関連産業を直撃し、地方経済は冷え込み、雇用を悪化させるのは確実である。

農業・農村の持つ多面的機能も失われ、将来にわたり大きな不利益を及ぼすことになることから、我が国の食料安全保障と両立できないＴＰＰ交渉への参加には反対であり、断じて認めることはできない。

よって、政府におかれては先の総選挙における公約に立ち戻り、ＴＰＰ交渉参加方針を速やかに撤回するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第９９条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成２５年３月２９日

内閣総理大臣 安倍晋三 様

福島県伊達郡川俣町議会

以上です。

○議長（佐藤喜三郎君） これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 討論なしと認めます。

これから発議第５号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 以上で本日の日程は終了したわけではありますが、去る３月１８日の本会議において、遠藤宗弘議員から３月１５日の議会運営に関して、議長あての質問が出されておりましたので、本会議での場で回答をするという約束でございますので、回答させていただきたいと思います。なお、回答については、この席から回答させていただくことをお許し願いたいと思います。

回答申し上げます。

まず、議事日程の件については、会議規則第２１条の定めにより、議長が議事日程を定め、あらかじめ議員に配付することになっております。緊急の場合は、議事日程を作成せずに、口頭による報告も可能ではありますが、印刷配付しておくことが一般的であります。この度のご指摘を受けました件についても、会議規則にのっとり、会議前に議員各位の議席に配付しておいたものであり、私としては会議規則に定められたとおり進めてきたと考えております。しかしながら、遠藤議員の手元にだけは議事日程及び配付資料がなかったということはあってはならないことで、大変遺憾なことであります。今後は、会議開始前に配付資料の確認など、今現在もやらせてもらっているわけですが、十分に行い、このような事態が発生しないような万全を尽くしてまいる考えであります。いずれにいたしましても、議会の場

は公平、中立に行うものであり、行うことは当然の議長の務めでありますので、今後とも今回の反省に立ち、このような1人の議員にだけ配付漏れがあったみたいなことはないように努めてまいりたいと思います。議会運営に取り組んでいく公平、中立な分け隔てのない議会運営をしていくということで、今後ともやってまいる所存でありますので、遠藤議員からも長い議会経験の中を活かして、我々にご指導いただければありがたいと思います。

以上、回答といたします。

はいどうぞ遠藤宗弘君。

- 14番（遠藤宗弘君） ただいまの口頭の回答なんですが、その中でも会議の運営そのものが、この日の会議には、議事日程の配付は、お手もとに配付のとおりですということは、やられてないんですね。ビデオを見てもらえれば分かりますとおり、だから、議事日程を手もとに配ったかどうかという確認も承認もされないままに進めたから、私の手もとにないのを何ら不思議にも思わないで、私はいたんです。もっと早く言ってもらえば良かったのになんか言っていたようだけれども、そんなことじゃないんです。配付したかどうかの確認をしないで進めたから、そういうことになるんですよ。議事日程のみんなに対する確認をしないまま進めたということが、大きな間違いの原因なんです。私と言えども、配付のとおりですということになれば、配付していないということが分かるよ。それをやっていなかったんですあの会議は全然。そういう過ちがあったということを確認つかんでもらわないと、今後も起こり得ることだと思うので、是非その辺については川俣で初めての3期目の議長さんですので、是非会議の運営には注意していただきたいと思う次第であります。

- 議長（佐藤喜三郎君） はい、本当にありがとうございます。確かにこの日は、前日の延会だったものですから、配付をした旨の報告をしないで省略したということが、このような原因を生んだわけでありますので、今後とも十分注意して、私が報告する前にも、もう既に議会事務局長が配付書類を確認して今やっていますので、当然、私も配付の報告はすることにいたします。そんなことで、是非今後ともご指導賜りますようお願いします。

はい、遠藤宗弘君。

- 14番（遠藤宗弘君） ついでだから私言っておきますが、今、事務局長がやっている行為というのは、会議始まる前に何を確認しても意味がないですからね。議会というのは、会議をしてから確認をするというのは当たり前のことですから。あんな無駄なことはやらないほうが良いと思いますよ。
- 議長（佐藤喜三郎君） あの申し上げますが、私も会議が始まってからということも考えたのですが、本会議始まってから書類の確認もいかなものかということで、事前に会議が始まる前にということでやらせていただいております。どうしても会議が始まってからのほうが良いと言え、また、皆さんにご指導をいただいて、そのようにしたいと思います。そのようなことでご理解賜りたいと思います。今後、

遺漏のようなことがないように注意しながら進めてまいります。



◎閉議及び閉会の宣告

○議長（佐藤喜三郎君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

これで本定例会に付議されました事件はすべて議了いたしました。

会期２３日間にわたり慎重に審議いただきまして、誠にありがとうございました。
心から御礼を申し上げます。

これをもちまして平成２５年第２回川俣町議会定例会を閉会いたします。ご苦勞
さまでした。

（午後５時５３分）

本定例会で決定した事件は、次のとおりである。

議報告第 1 号 例月出納検査結果報告について

報告第 1 号 寄附採納報告

平成 2 5 年度川俣町各会計予算審査特別委員会設置について

議案第 4 号 小島地区第 1 仮置場造成工事請負契約の一部変更について

議案第 5 号 町道小神・秋山線道路災害復旧工事請負契約の締結について

議案第 6 号 町道小手・秋山線道路災害復旧工事請負契約の締結について

議案第 7 号 川俣町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

議案第 8 号 川俣町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

議案第 9 号 川俣町町道の構造の技術的基準を定める条例

議案第 1 0 号 川俣町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例

議案第 1 1 号 川俣町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例

議案第 1 2 号 川俣町都市公園の配置及び規模に関する基準等を定める条例

議案第 1 3 号 川俣町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例

議案第 1 4 号 川俣町町営住宅等の整備基準を定める条例

議案第 1 5 号 川俣町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例

議案第 1 6 号 職員の再任用に関する条例

議案第 1 7 号 一般職の任期付職員の採用に関する条例

議案第 1 8 号 川俣町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

議案第 1 9 号 川俣町町営住宅管理条例の一部を改正する条例

議案第 2 0 号 川俣町都市下水路条例の一部を改正する条例

議案第 2 1 号 川俣町町営住宅条例の一部を改正する条例

議案第 2 2 号 町道路線の認定及び変更について

議案第 2 3 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第 2 4 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第 2 5 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

議案第 2 7 号 平成 2 4 年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 2 8 号 平成 2 4 年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 2 9 号 平成 2 4 年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 3 1 号 平成 2 5 年度川俣町国民健康保険特別会計予算

議案第 3 2 号 平成 2 5 年度川俣町介護保険特別会計予算

- 議案第 33 号 平成 25 年度川俣町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 34 号 平成 25 年度川俣町水道事業会計予算
- 議案第 35 号 平成 25 年度川俣町簡易水道事業特別会計予算
- 議案第 36 号 平成 25 年度川俣町奨学資金特別会計予算
- 議案第 37 号 平成 25 年度川俣町工業団地造成事業特別会計予算
- 議案第 38 号 平成 25 年度川俣町小島財産区特別会計予算
- 議案第 39 号 平成 25 年度川俣町飯坂財産区特別会計予算
- 議案第 40 号 平成 25 年度川俣町大綱木財産区特別会計予算
- 議案第 41 号 平成 25 年度川俣町小綱木財産区特別会計予算
- 議案第 42 号 平成 25 年度川俣町山木屋財産区特別会計予算
- 議案第 43 号 平成 24 年度川俣町一般会計補正予算（第 9 号）
- 議案第 44 号 川俣町副町長の選任について
- 議案第 45 号 平成 25 年度川俣町一般会計予算
- 議案第 46 号 職員の特殊勤務手当に関する条例
- 発議第 1 号 川俣町議会委員会条例の一部を改正する条例
- 発議第 2 号 川俣町議会会議規則の一部を改正する規則
- 発議第 3 号 地方財源の確保及び地方財政の充実・強化を求める意見書
- 発議第 4 号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書
- 発議第 5 号 T P P 交渉参加表明に反対する意見書

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

川俣町議会 議長 佐藤 喜三郎

同 署名議員 高橋 真一郎

同 署名議員 嶋原 利光